

令和8年2月定例教育委員会 会議次第

日時 令和8年2月5日（木）
午前9時から
場所 北庁舎 第5会議室

1 開会宣言

2 あいさつ（教育長報告）

3 議事録署名者の指名 （宗委員）

4 決定承認事項

- (1) 長久手市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について [資料1 教育総務課]
- (2) 長久手市社会教育委員会規則の一部を改正する規則について [資料2 生涯学習課]
- (3) 色金山歴史公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について [資料3 生涯学習課]
- (4) 令和8年度当初予算編成について [資料4 教育総務課]

5 報告事項

- (1) 後援・推薦名義専決処分の報告 [資料5 教育総務課]
- (2) 教育委員会及び関係各課からの報告
 - ア 生涯学習課 [資料6]
 - イ みどりの推進課（平成こども塾） [資料7]
 - ウ 中央図書館 [資料8]
 - エ 給食センター [資料9]
 - オ 教育総務課 [資料10]

6 報告事項【非公開】

就学援助認定者数報告

7 今後の予定

- (1) 全国市町村教育委員会連合会 第2回副会長会議（川上委員）
2月6日（金）午後1時から 東京都
- (2) 2月意見交換会
2月18日（水）午前9時から 会議室H
- (3) 愛日地方教育事務協議会（宗委員）
3月5日（木）午後2時から 豊明市役所
- (4) 令和7年度第2回臨時教育委員会
3月5日（木）午後4時45分から 第5会議室

- (5) 3月定例教育委員会
3月10日(火) 午前9時から 第5会議室
- (6) 4月定例教育委員会
4月3日(金) 午前9時から 第5会議室



あいさつ運動・ごみ拾い運動に取り組んでいます。

あたたかく美しいまちをつくりましょう！

資料 1

別紙

長久手市教育委員会規則第 8 号

長久手市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部
を改正する規則

長久手市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（令和 6 年
長久手市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助執行) 第 2 条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員に補助執行させる。 【別記1 参照】	(補助執行) 第 2 条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員に補助執行させる。 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

補助執行させる事務	市長の補助機関である職員
芸術及び文化に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部次長及び文化創造課の職員
文化芸術事業の企画、実施及び広報に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部次長及び文化創造課の職員
文化の家創造スタッフに関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部次長及び文化創造課の職員
生涯学習に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部次長及び文化創造課の職員
青少年及び女性教育に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部

	次長及び文化創造課の職員
社会教育委員に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び文化創造課の職員
社会教育関係団体に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び文化創造課の職員
公民館に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び文化創造課の職員
平成こども塾に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び文化創造課____の職員
文化の家の施設の管理運営に関するこ と。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び文化創造課の職員
文化の家の利用に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び文化創造課の職員
文化の家会員(フレンズ)に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び文化創造課の職員
文化の家運営委員会に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び文化創造課の職員
文化財の保護に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び文化財スポーツ課の職員
古戦場公園に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び文化財スポーツ課の職員
色金山歴史公園に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び文化財スポーツ課の職員
スポーツ及びレクリエーションに関す ること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び文化財スポーツ課の職員
学校体育施設のスポーツ開放に関する こと。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び文化財スポーツ課の職員
スポーツ推進委員に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部

	次長及び文化財スポーツ課の職員
校区体育委員に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び文化財スポーツ課の職員
社会体育施設に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び文化財スポーツ課の職員

改正前

補助執行させる事務	市長の補助機関である職員
芸術及び文化に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び生涯学習課の職員
文化芸術事業の企画、実施及び広報に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び生涯学習課の職員
文化の家創造スタッフに関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び生涯学習課の職員
生涯学習に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び生涯学習課の職員
青少年及び女性教育に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び生涯学習課の職員
社会教育委員に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び生涯学習課の職員
社会教育関係団体に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び生涯学習課の職員
公民館に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び生涯学習課の職員
文化の家の施設の管理運営に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び生涯学習課の職員
文化の家の利用に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部 次長及び生涯学習課の職員

文化の家会員(フレンズ)に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部次長及び生涯学習課の職員
文化の家運営委員会に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部次長及び生涯学習課の職員
文化財の保護に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部次長及び生涯学習課_____の職員
古戦場公園に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部次長及び生涯学習課_____の職員
色金山歴史公園に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部次長及び生涯学習課_____の職員
スポーツ及びレクリエーションに関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部次長及び生涯学習課_____の職員
学校体育施設のスポーツ開放に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部次長及び生涯学習課_____の職員
スポーツ推進委員に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部次長及び生涯学習課_____の職員
校区体育委員に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部次長及び生涯学習課_____の職員
社会体育施設に関すること。	副市長、くらし文化部長、くらし文化部次長及び生涯学習課_____の職員
平成こども塾に関すること。	副市長、建設部長_____、建設部次長及びみどりの推進課の職員

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

資料 2

別紙

長久手市教育委員会規則第 号

長久手市社会教育委員会規則の一部を改正する規則

長久手市社会教育委員会規則（平成26年長久手市教育委員会規則第1号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、くらし文化 部文化創造課において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、くらし文化 部生涯学習課において処理する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

資料 3

別紙

長久手市教育委員会規則第 号

色金山歴史公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

色金山歴史公園の管理運営に関する規則（平成8年長久手町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
様式第2号（第3条関係） 【別記1 参照】	様式第2号（第3条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

様式第2号(第3条関係)

色金山歴史公園施設利用許可書

年 月 日

住 所 長久手市

氏 名 様

団体名

電 話

番 号

長久手市教育委員会

色金山歴史公園施設の利用については、次のとおり許可します。

使用目的				利用人数 人
施設名	さつきの間	かえでの間	胡 牀 庵	
使用日	年 月 日			午前9時30分～正 午 午後1時 ～午後4時
使用料金	使用料の還付	還付の理由		
円	金融機関名	支店	口座番号	普通 当座
徴収番号	備考			

この許可書は利用前に必ず係員に提示してください。

改正前

様式第2号(第3条関係)

色金山歴史公園施設利用許可書

年 月 日

住 所 長久手市
氏 名 様
団体名
電 話
番 号

長久手市教育委員会

色金山歴史公園施設の利用については、次のとおり許可します。

使用目的				利用人数 人
施設名	さつきの間	かえでの間	胡 牀 庵	
使用日	年 月 日			午前9時30分～正 午 午後1時 ～午後4時
使用料金	使用料の還付 還付の理由 金融機関名 支店 口座番号 普通 円 名義人 当座			
徴収番号	備考			

この許可書は利用前に必ず係員に提示してください。

問合先 生涯学習課 電話 63-1111

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。